

永平寺町に定住する人を応援します♪

永平寺町に住んで、 トクしちゃおう!



結婚新生活支援 事業補助金



住宅取得費・賃貸費、引越費用を補助

- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届が受理された夫婦が対象
- 婚姻日時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下で、夫婦の所得合算額が500万円未満の世帯
- 対象となる住居地が永平寺町内にあり、かつ、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっており、申請日より3年以上継続して居住する意があること
- 支援対象 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で、次の項目に該当し、支払ったもの
 - ・婚姻を機に新たに住宅を取得または借用したとき(敷金、礼金、家賃など)
 - ・住宅のリフォーム費用(結婚を機にリフォームする際に要した費用)
 - ・婚姻に伴い引っ越したとき(引っ越し業者または運送業者への支払いに係る経費)
- 支援額 29歳以下……上限60万円
30歳以上39歳以下……上限30万円



U29結婚新生活 支援金

若い新婚夫婦を支援



- 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届が受理された新婚世帯が対象
- 婚姻日時点の年齢が、夫婦ともに39歳以下で、かつ一方が29歳以下の世帯
- 世帯の所得が500万円未満。ただし、夫婦の一方または双方が、過去に本補助金による支援金を受給したことがある場合(他の市町での受給を含む)は補助の対象としない
- 支援額 30万円
さらに夫婦一方が25歳以下の場合、10万円加算



U・Iターン移住就業等 支援金(全国型)



福井県外から転入し、就業した人を対象とする制度

- 同一の世帯に属する転入者全員が、転入日において45歳未満であること
(中学生以下の子どもがいる場合は、45歳以上がいる世帯も対象)
- 住民票を移す直前に、2年以上連続して福井県外に居住し、転入した日から3年以上継続して本町に定住する意があること
- 申請者を含む2人以上の同一世帯員が、いずれも令和5年4月1日以降に県外から本町に転入し、申請時において同一世帯に属していること
- 本町への転入が転勤、出向、出張、研修などによる一時的な勤務地の変更ではなく、新規雇用を伴う移住であること
- 支援額 50万円



18歳未満が
いれば加算

松岡地区に移住…… 30万円加算
永平寺地区に移住……100万円加算
上志比地区に移住……100万円加算

U・Iターン移住就業等 支援金(東京圏型)



東京圏から転入した世帯・単身で、就業した人を対象とする制度

- 住民票を永平寺町に移す直前の10年間のうち、通算して5年以上東京23区に在住、もしくは東京圏から東京23区内に通勤していた人
- 5年以上継続して永平寺町に住む意があること
(その他要件は町ホームページをご覧ください)
- 支援額 世帯…100万円、単身…60万円
(18歳未満の子を帯同している場合、18歳未満1人につき100万円を加算)



住まいる定住応援 事業助成金

新規に住宅を取得する人を応援



- 住宅の所有者が45歳未満の人。中学生以下の子どもがいる場合は45歳以上の人も対象で、転入または転居日から1年以内に申請すること
- 【住宅取得支援金】
新築住宅…10万円、中古住宅…5万円
- 【子育て支援金】
転入時に中学生以下1人につき10万円
(転入前に町外に引き続き1年以上居住した転入者で、新規に住宅を取得した人が対象)

